

亀山市特定不妊治療費助成金について

（先進医療助成金）

保険診療の特定不妊治療と併用して実施された先進医療について利用できる助成制度です。

【対象となる治療】 保険診療の特定不妊治療と併用して実施された先進医療

※厚生労働省地方厚生局へ届け出を行い承認されている保険医療機関で実施されたもの。

【助成上限額】 5万円（100円未満の端数は切り捨て）

※先進医療 1 回に要した費用に 10 分の 7 を乗じた額

◎助成金の交付要件について

【交付対象者】

- ① 保険診療の特定不妊治療と併用して実施された先進医療を受けた者
- ② 法律上婚姻している夫婦又は事実上の婚姻関係にある者（出生した子の認知を行う意向がある者に限る）
- ③ 医療保険法各法に規定する被保険者もしくは組合員またはその被扶養者
- ④ 申請時に夫婦の双方又はどちらか一方が亀山市の住民基本台帳に登録があること

※市税等の滞納がある場合は、助成対象外になることがあります。

【助成回数】

保険適用と併用して実施した先進医療であれば助成回数の上限はありません。

【申請期限】

治療終了日から起算して60日以内

【助成方法】

特定不妊治療費助成金（先進医療助成金）の申請に必要な書類

- ① 亀山市特定不妊治療費（先進医療費）助成事業申請書
- ② 亀山市特定不妊治療費（先進医療費）助成事業証明書
- ③ 医療機関発行の領収書（原本が必要・コピー不可）
- ④ 住民票（夫婦2人分）（夫婦ともに亀山市民である場合は不要）
- ⑤ 健康保険の資格がわかるもの（夫婦共に必要）
※資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルからダウンロードした資格情報画面など
- ⑥ 委任状（請求及び受領に関する委任）
- ⑦ 戸籍謄本（夫婦ともに亀山市民である場合は不要）

☆注意点

- 申請時には、振込口座の通帳、認め印をご持参ください。
- 申請書類の記入は、消せるボールペン、スタンプ（シャチハタ等）は使用できません。
- 申請に来所される前に、担当へご連絡いただきますようお願いします。

【助成申請後の流れ】

- ① 申請後、申請書の同意事項に基づき、必要な事項を調査します。
- ② 申請額を確定します。
- ③ 申請者の住所へ交付決定通知書、請求書を送付します。
- ④ 決定通知書、請求書の内容を確認し、請求書に押印し、市の窓口へ提出してください。
- ⑤ 請求書を提出後、1 か月程度で申請時の指定口座に助成金を振り込みます。

【問い合わせ及び申請窓口】

亀山市総合保健福祉センター「あいあい」⑧窓口

子ども未来部 子ども総合支援課 母子保健グループ

電話：0595（98）5003

FAX：0595（82）8180